

令和6年第5回霧島市農業委員会定例会総会

日 時	令和6年5月31日(金) 13時50分
出席農業委員 (19名)	1番 有村 祐亮 2番 岡村 勝敏 3番 鎌田 陽一 (会長職務代理者) 4番 中園 真一 5番 上原 雄二 6番 清水 和子 7番 尾谷 光幸 8番 長崎 恵里子 9番 笹峯 久雄 10番 常盤 信一 11番 二月田 努 12番 竹ノ内 裕子 13番 中村 優志 14番 相良 悟 15番 肥後 亮子 16番 東鶴 昭雄 17番 山之内 悟 18番 今村 浩一 19番 槐島 睦夫 (会長)
欠席委員 (0名)	
事務局 振興農地グループ	事務局長 池田 康一郎 グループ長 秋窪 貴洋 サブリーダー 横山 伸一 サブリーダー 剥岩 泰三 主 査 森重 建吾 主任主事 富田 真宏 主 事 福迫 和真
議事日程	「諸般の報告」「事務局報告」 1 「農用地利用集積計画(利用権設定・所有権移転・農地中間管理権の設定)の意見決定」について 2 「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について 3 「農業振興地域整備計画の用途区分変更申出の意見決定」について 4 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について 5 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

開 会 午後13時50分

事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。
議長(会長)	それでは令和6年第5回霧島市農業委員会定例会総会を開催いたします。 まず、本日の出席農業委員は19名です。よって本会は、農業委員会会議規則第6条の規定により、出席委員は過半数に達しているため会議は成立いたしております。本日の議事日程につきましては、配布いたしました議案書のとおりです。議事に入る前に議案の修正等ありましたら報告をお願いいたします。事務局。
事務局	[事務局より議案の修正等を報告]
議長(会長)	次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 議事録署名委員を議長から指名させていただくことをご異議ございませんか。

	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご異議なしとのことですので、本日の議事録署名委員は3番委員と4番委員の両名を指名いたします。よろしくお願いいたします。次に事務局報告です。事務局。
事務局長	〔会長等が出席した会議等について報告〕
議長（会長）	それでは議事に入ります。

△ 議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」について

議長（会長）	議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」について議題といたします。今月は所有権移転8件、利用権設定106件の合計114件について、市長から意見を求められております。また、農地法第18条第6項の解約通知が23件提出されております。これらにつきましては、農地利用最適化推進会において審議されておりますので、事務局へ一括して報告を求めます。
事務局	議案第1号「農用地利用集積計画（案）及び農用地利用集積等促進計画（案）の意見決定」について報告いたします。総会前の農地利用最適化推進会におきまして、基盤強化法の所有権移転8件、筆数9筆、面積16,265㎡。利用権設定106件、筆数173筆、面積250,445㎡。農地中間管理事業の推進に関する法律の中間管理権設定4件、12筆、13,313㎡。このことにつきまして現地調査及び協議された結果、全件、要件を満たしており、妥当と判断されましたので報告いたします。以上です。
議長（会長）	事務局からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第1号「農用地利用集積計画の意見決定」につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員賛成〕
議長（会長）	全員賛成です。よって本案件は、承認することに決定し、その旨市長に答申します。

△ 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第3条の規定による許可申請が18件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を3番委員。
3番委員	2号1番。申請地は小浜小学校の南西に位置し、現況は畑である。申請地には**さんが令和12年8月まで使用収益権を設定している。なお、今回の申請に当たって解約通知が提出されている。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 以上です。
議長（会長）	次に、隼人2、3、4を5番委員。
5番委員	2号2番。申請地は向花小学校の南西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。 2号3番。申請地は隼人東インターチェンジの南東に位置し、現況は田である。申請地には所

	<p>有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号4番。申請地は隼人図書館の北西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人5から9を12番委員。
12番委員	<p>2号5番から9番を続けて報告します。</p> <p>2号5番。申請地は日当山団地の南東に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは2名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号6番と8番、9番と受人が同一であるので、まとめて報告します。申請地は、津曲公民館の南西に位置し、現況は6番が不耕作で、8番9番は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号7番。申請地は津曲公民館の南西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人10から15を13番委員。
13番委員	<p>2号10番から15番報告します。</p> <p>2号10番11番は受人が同一であるので併せて報告します。申請地は上之段平山塚脇地区コミュニティ広場の南西に位置し、現況は山林であり、12月までには伐根し耕作すると営農計画書を作成してもらい添付してあります。受人の**は4名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号12番。申請地は埴上公民館の北に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号13番14番は受人が同一であるので併せて報告します。申請地は里中・下公民館の北西に位置し、現況は畑である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは3名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後にお</p>

	<p>いて農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。</p> <p>2号15番。申請地は真孝西児童公園の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、横川16を16番委員。
16番委員	<p>2号16番。申請地は正牟田活性化センターの南東に位置し、現況は田である。申請地には譲受人が使用収益権を設定していた。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、牧園17を6番委員。
6番委員	<p>2号17番。申請地は栗川公民館の西に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に、福山18を19番委員に替わり15番委員。
15番委員	<p>2号18番。申請地は池田公民館の北に位置し、現況は田である。申請地には所有権以外の使用収益権は設定されていない。受人の**さんは1名で農作業を行うもので、必要な農作業に常時従事すると認められる。取得後において農地のすべてを効率的に利用して耕作を行うと認められる。調査の結果、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われるため、許可相当と思われる。以上です。</p>
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等はございますか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。お諮りいたします。議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定いたしました。

△ 議案第3号 「農業振興地域整備計画の用途区分変更申出の意見決定」について

議長（会長）	<p>次に、議案第3号「農業振興地域整備計画の用途区分変更申出の意見決定」について議題とします。農業振興地域整備計画の用途区分変更1件について、市長より意見を求められておりますので、当委員会での審議を求めます。これも調査員の報告を求めます。</p> <p>牧園1を6番委員。</p>
6番委員	<p>3号1番。申出地は坂下自治公民館の北東に位置し、現況は畑である。用途区分変更目的は製茶工場1棟、資材置場及び駐車場にするものである。また、周囲農地の用水路及び排水路は確保されている。申出地は、用途区分変更をすることで、周囲の農地に及ぼす影響は軽微なものであると思われ、用途区分変更はやむを得ないと思われる。以上です。</p>

議長（会長）	調査員からの報告が終了しましたが、ご意見、ご質疑等は何かございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了します。それではお諮りいたします。議案第3号「農業振興地域整備計画の用途区分変更申出の意見決定」について、用途区分変更1件につきましては、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成であります。よって、本案件は承認することに決定し、その旨を市長に答申いたします。

△ 議案第4号 「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」について議題とします。当委員会に対し、農地法第4条の規定による許可申請が5件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは調査委員の報告を求めます。 まず、牧園1を1番委員。
1番委員	4号1番。申請地は大茶樹公園の北東に位置し、現況は転用済みである。昭和58年頃から随時農業用倉庫7棟、ロール置き場にしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は農用区域内農地の農用地利用計画指定用途に該当するものと思われる。転用目的は、農業用倉庫7棟、ロール置き場を整備するものであり、すでに実行済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に、隼人2、3を12番委員。
12番委員	4号2番。申請地は高畑公民館の南に位置し、現況は宅地である。なお、年月日不詳建築済みにしてしまったという経緯書が添付されている。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟で、既に建築済みであるため実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。 4号3番。申請地は鹿児島空港の北に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、クヌギ260本を植林する予定で、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	次に横川4を2番委員。
2番委員	4号4番。申請地は山之口公民館の北西に位置し、現況は田と一部不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は山林にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接について、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。上部に田があるが、協議がなされ同意は得られているとのことです。以上です。
議長（会長）	次に、牧園5を6番委員。

6 番委員	4号5番。申請地は万膳小学校の東に位置し、現況は倉庫1棟が建設済みである。なお、平成元年3月頃倉庫1棟、通路にしてしまったと始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。転用目的は倉庫1棟及び通路を建設するものであり、既に実行済みであることから実現は確実と思われる。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	ただいま調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、何かご意見、ご質疑等はございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	ご質疑等ないようですので、質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	全員賛成です。よって、本案件は許可することに決定をいたしました。つきましては、6月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。

△ 議案第5号 「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について

議長（会長）	議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」について議題といたします。当委員会に対し、農地法第5条の規定による許可申請が18件提出されておりますので、この処分について審議を求めます。それでは、調査委員の報告を求めます。 まず、国分1を2番委員。
2番委員	5号1番。申請地は市営西山下団地の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は社会福祉施設1棟、事務所、駐車場及び運動広場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接する雑種地、宅地の1,585.32㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は4,782.32㎡である。隣接については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われます。以上です。
議長（会長）	同じく国分2、3を3番委員。
3番委員	5号2番。申請地は国分南中学校の北西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第1種農地の集落接続施設に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅と通路にするものであり、計画性は妥当であるが、一般基準について過去に許可を受けた同様の建売住宅について完了していないところが多数あり、今回については許可しがたいと思われる。 5号3番。申請地は中央公園の南西に位置し、現況は不耕作地である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲地と通路にするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。
議長（会長）	同じく国分4、5を10番委員。
10番委員	5号4番と5番を続けて報告します。 5号4番。申請地は玄亀庵公民館の西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲地1区画とするもので

	<p>あり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号5番。申請地は玄亀庵公民館の南東に位置し、現況は不耕作地である。なお、年月日不詳造成をしてしまったという始末書が添付されている。農地区分は第2種農地のその他農地に該当するものと思われる。また、転用目的は駐車場、作業場、通路等を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく国分6、7を13番委員。
13番委員	<p>5号6番、7番を報告します。</p> <p>5号6番。申請地は芦谷公民館の北東に位置し、現況は造成済みである。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、既に造成してあり実現は確実と思われる。また隣接地の宅地299.43㎡を一体利用するもので、全体計画面積は472.43㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号7番。申請地は県営名波ハイタウンの西に位置し、現況は田である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画と通路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に隼人8から10を12番委員。
12番委員	<p>5号8番。申請地は日当山中学校の南東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地拡張をするものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。また、隣接の宅地254㎡を一体利用するもので、その同意は得られている。全体計画面積は443㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号9番。申請地は日当山中学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲2区画を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実であると思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。</p> <p>5号10番。申請地は日当山小学校の東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	同じく隼人11から17を13番委員。
13番委員	<p>5号11番から17番を続けて報告します。</p> <p>5号11番。申請地は埜上公民館の北に位置し、現況は田である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は店舗1棟、駐車場を建設するものであり、計画</p>

	<p>性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号12番。申請地は隼人塚団地公民館の北西に位置し、現況は一部耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は建売住宅3棟、専用道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号13番。申請地は富隈小学校の北に位置し、現況は一部耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は宅地分譲4区画及び道路を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接宅地774.68㎡を一体利用するもので、全体計画面積は1,203.68㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号14番。申請地は隼人塚団地公民館の南西に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号15番。申請地は市営共栄住宅の南東に位置し、現況は不耕作である。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は事務所1棟、資材置場及び駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号16番。申請地は天降川小学校の北西に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は一般住宅1棟を建築するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。</p> <p>5号17番。申請地は富隈地区公民館の北東に位置し、現況は畑である。農地区分は第3種農地の都市計画用途地域内農地に該当するものと思われる。転用目的は集合住宅1棟、駐車場を建設するものであり、計画性も妥当であるため実現は確実と思われる。また、隣接する宅地の9.28㎡を一体利用するもので、全体計画面積は880.28㎡である。隣接については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>
議長（会長）	次に福山18を19番委員に代わり15番委員。
15番委員	<p>5号18番。申請地は比曾木野地区公民館の南西に位置し、現況は畑と駐車場及び物置で一部不耕作地である。なお、昭和55年頃造成・建築にしまったという始末書が添付されています。農地区分は第2種農地のその他の農地に該当するものと思われる。転用目的は物置1棟、駐車場及び山林にするものであり、物置1棟と駐車場はすでに建設済みである。隣接地については、被害防除計画書に記載してある措置をとるため支障はないものと思われる。また、転用のその他一般基準も満たしていることから、転用はやむをえないものと思われる。以上です。</p>

19 番委員	補足します。一部畑として活用されていますがもともとなく、購入された時点で畑とした様子であります。今回畑を分筆するかといった確認をしましたが、結果植林しすべて山林にするとの回答でした。
議長（会長）	調査員からの報告が終わりました。只今の報告につきまして、ご意見、ご質疑等ございませんか。
	〔「なし」と呼ぶ者あり〕
議長（会長）	それではご質疑等ないので質疑を終了いたします。お諮りいたします。議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請の処分決定」につきましては、委員報告のとおりとすることに賛成の方の挙手を求めます。
	〔全員挙手〕
議長（会長）	はい。全員賛成です。よって、本案件は委員報告のとおりとすることに決定をいたしました。つきましては、6月5日開催予定の鹿児島県農業会議常設審議委員会に、法律により定められた案件及び県農業会議の決議に該当する案件について意見聴取をいたします。 次に、「その他」はございませんか。
	〔「なし」との声あり〕
議長（会長）	ないので、以上で令和6年第5回霧島市農業委員会定例総会を終了いたします。本日はこれにて散会いたします。
事務局長	姿勢を正してください。一同、礼。

閉会 午後14時35分